

時価情報

時価情報（第160期中（2023年4月1日から2023年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

(単位：百万円)

		2023年9月期（2023年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	1,635	1,635	0
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	1,635	1,635	0
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	地方債	—	—	—
	社債	15,140	15,048	△91
	その他	—	—	—
	外国債券	—	—	—
	小計	15,140	15,048	△91
合計	16,775	16,683	△91	

2.その他有価証券

(単位：百万円)

		2023年9月期（2023年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	4,553	3,120	1,433
	債券	11,399	11,120	278
	国債	3,260	3,002	257
	地方債	5,628	5,618	10
	社債	2,510	2,499	10
	その他	2,926	2,799	127
	外国債券	—	—	—
小計	18,879	17,040	1,839	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	73	89	△15
	債券	65,944	67,330	△1,385
	国債	7,539	7,899	△360
	地方債	53,508	54,422	△913
	社債	4,896	5,008	△111
	その他	14,875	15,751	△876
	外国債券	4,179	4,298	△118
小計	80,893	831,171	△2,277	
合計	99,773	100,212	△438	

(注) 市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売却目的の有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差損の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

(2023年9月30日現在)

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

(2023年9月30日現在)

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2023年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	2023年9月期（2023年9月30日現在）
評価差額	△438
その他有価証券	△438
その他の金銭の信託	—
(+) 繰延税金資産	133
その他有価証券評価差額金	△305

時価情報

時価情報（第159期中（2022年4月1日から2022年9月30日まで））

■有価証券関係

1.満期保有目的の債券

（単位：百万円）

		2022年9月期（2022年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	時価	差額
時価が中間貸借対照表計上額を超えるもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	3,635	3,637	2
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	小計	3,635	3,637	2
時価が中間貸借対照表計上額を超えないもの	国債	-	-	-
	地方債	-	-	-
	社債	14,250	14,189	△60
	その他	-	-	-
	外国債券	-	-	-
	小計	14,250	14,189	△60
合計	17,885	17,826	△58	

2.その他有価証券

（単位：百万円）

		2022年9月期（2022年9月30日現在）		
		中間貸借対照表計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	1,666	827	839
	債券	27,374	26,743	630
	国債	4,658	4,104	554
	地方債	19,392	19,340	52
	社債	3,322	3,299	23
	その他	1,011	963	47
	外国債券	-	-	-
小計	30,052	28,534	1,518	
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,997	2,410	△412
	債券	57,657	58,298	△640
	国債	9,761	9,958	△196
	地方債	44,332	44,738	△405
	社債	3,563	3,601	△38
	その他	12,394	13,179	△785
	外国債券	3,019	3,164	△144
小計	72,050	73,888	△1,838	
合計	102,102	102,423	△320	

（注）市場価格のない株式等については、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3.減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復の見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という。）しております。

当中間会計期間においては、減損処理を行っておりません。

時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価のある有価証券の時価が、取得原価に比べて50%以上下落した場合には、「著しく下落した」と見做し、減損処理を実施いたします。

また、30%以上50%未満の下落に該当する場合には、回復可能性を合理的な根拠をもって判断し、減損処理することとしております。

この場合の合理的な根拠とは、個別銘柄毎に、株式の取得時点、期末日、期末日後における市場価格の推移及び市場環境の動向、最高値・最安値と購入価格との乖離状況、発行会社の業況等の推移等、時価下落の内的・外的要因を総合して勘案するものとしております。

ただし、株式の時価が過去2年間にわたり著しく下落した状態にある場合や、株式の発行会社が債務超過の状態にある場合又は2期連続で損失を計上しており、翌期もそのように予想される場合には、回復する見込みはないものとし、評価差額の減損処理を行っております。

■金銭の信託関係

1.満期保有目的の金銭の信託

（2022年9月30日現在）

満期保有目的の金銭の信託は保有しておりません。

2.その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）

（2022年9月30日現在）

その他の金銭の信託は保有しておりません。

■その他有価証券評価差額金

2022年9月期中間貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	2022年9月期（2022年9月30日現在）
評価差額	△320
その他有価証券	△320
その他の金銭の信託	-
(+) 繰延税金資産	97
その他有価証券評価差額金	△223